

足立区ゴルフ連盟会員規定

目的及び事業

(目的)

第1条 本連盟は、アマチュアゴルフの普及・発展を図り、会員の相互の親睦、協会及び技術の向上に努め、足立区のアマチュアゴルフ団体及び足立区在住在勤の個人会員を総括、代表する団体である。

ゴルフが生涯スポーツの推進役になるよう働くことをもって、区民の心身の健全は発展と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) ゴルフに関する講習会及び研修会の開催
- (3) ゴルフの普及及び技術の向上
- (4) 足立区及び（公財）足立区スポーツ協会が実施する事業への参加、協力
- (5) 他団体との連携調整
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業

組織及び会員

(組織)

第3条 本連盟は、第2条の目的に賛同し区内に在住、在勤の者で構成され、本連盟の趣旨を理解する登録団体及び個人会員で組織する。

(加盟)

第4条 本連盟に加入しようとする団体及び個人は、所定の入会申請を本連盟に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 前条の承認を得たもの（以下「会員」という。）は、以下に定める年会費を前条の承認を得た後速やかに本連盟に納入しなければならない。

- (1) 個人会員、6月1日～翌5月31日まで、2000円
- (2) 団体会員、6月1日～翌5月31日まで、5000円
- (3) 既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- (4) 経済状況の変化等により、金額を改正する場合には総会の決議を要する。

(退会及び資格喪失)

第6条 会員は、次により退会又は会員資格を喪失するものとする。

- (1) 文書をもって退会の申し出をしたとき
- (2) 登録団体を解散したとき
- (3) 第 8 条による除名処分を受けたとき

(除名)

第 7 条 会員の行為が次の各号に該当すると認められ、理事会の指導又は退会勧告に従わない場合、理事会における審議を経て理事会の過半数以上の承認をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を 2 年以上滞納したとき
- (2) 本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき
- (3) 本連盟の事業及び業務に非協力的で会員としての義務を果たさないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の構成)

第 8 条 会員は個人会員と団体会員と区分され、団体会員は以下の権限を有する。また団体会員は 4 名以上の構成員を擁し、代表者が連盟との連絡役を担う。団体会員の代表者は代議員として総会での議決権を有す。

以上の内容を会員規定とし、以下の日付より効力を有する。

足立区ゴルフ連盟 会長 石井一夫

令和 7 年 4 月 1 日 設定

令和 8 年 4 月 1 日 改定